



# 校内暴力の 予防と 対応について

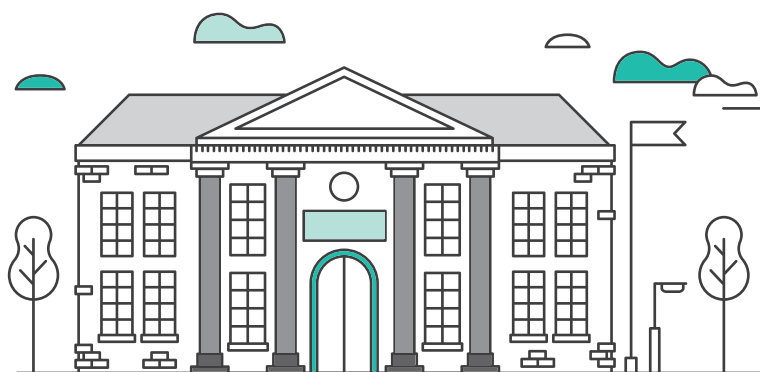
保護者用





# 校内暴力の 予防と 対応について

保護者用





## 校内暴力の 予防と対応について

保護者用

I	校内暴力の理解	01 校内暴力の概念と種類	4
		02 校内暴力の予防と兆候	8
II	校内暴力への対処	01 校内暴力の通報	14
		02 関係修復	14
		03 校内暴力担当機構	16
		04 校内暴力事案の調査	16
		05 加害児童生徒と被害児童生徒の分離	17
		06 学校長による校内解決制度	18
		07 校内暴力対策審議委員会の開催と対策	19
		08 被害児童生徒の保護措置及び加害児童生徒の 教育・指導措置	20
		09 紛争調整	24
		10 措置に対する不服申立て	25
III	校内暴力関連 支援のご案内	01 校内暴力統合支援	28
		02 各機関の主な役割と支援内容	30
	参考	01 加害児童生徒と被害児童生徒の分離意思確認書	34
		02 学校長による校内解決同意書	35
		03 校内暴力対策審議委員会の開催要請書	36
		04 校内暴力対策審議委員会の開催要請取消要請書	37



I



# 校内暴力の理解

- 01 校内暴力の概念と種類
- 02 校内暴力の予防と兆候



# 校内暴力の概念と種類



## 用語の定義

- 「学校」とは、「初等中等教育法」第2条による小学校・中学校・高等学校・特殊学校および各種学校など、法律第61条に基づいて運営する学校をいいます。
- 「児童生徒」とは、学校に所属して教育を受ける者を意味し、学年度の基準日は3月1日から翌年2月末日までとします。
- 「障害児童生徒」とは、身体的・精神的・知的障害等により「障害者等に対する特殊教育法」第15条に規定された特殊教育を必要とする児童生徒をいいます。



## 校内暴力とは？

- 学校内外で児童生徒を対象に発生した傷害、暴行、監禁、脅迫、略取・誘引、名誉毀損・侮辱、恐喝、強要・強制的な使い走り、性的暴力、いじめ、サイバー暴力等により身体・精神又は財産上の被害を伴う行為のことをいいます。
- 家庭でも些細ないじめや児童生徒がいたずらだと思っている行為でも、校内暴力になりうることを認識し、一緒に教育を行います。

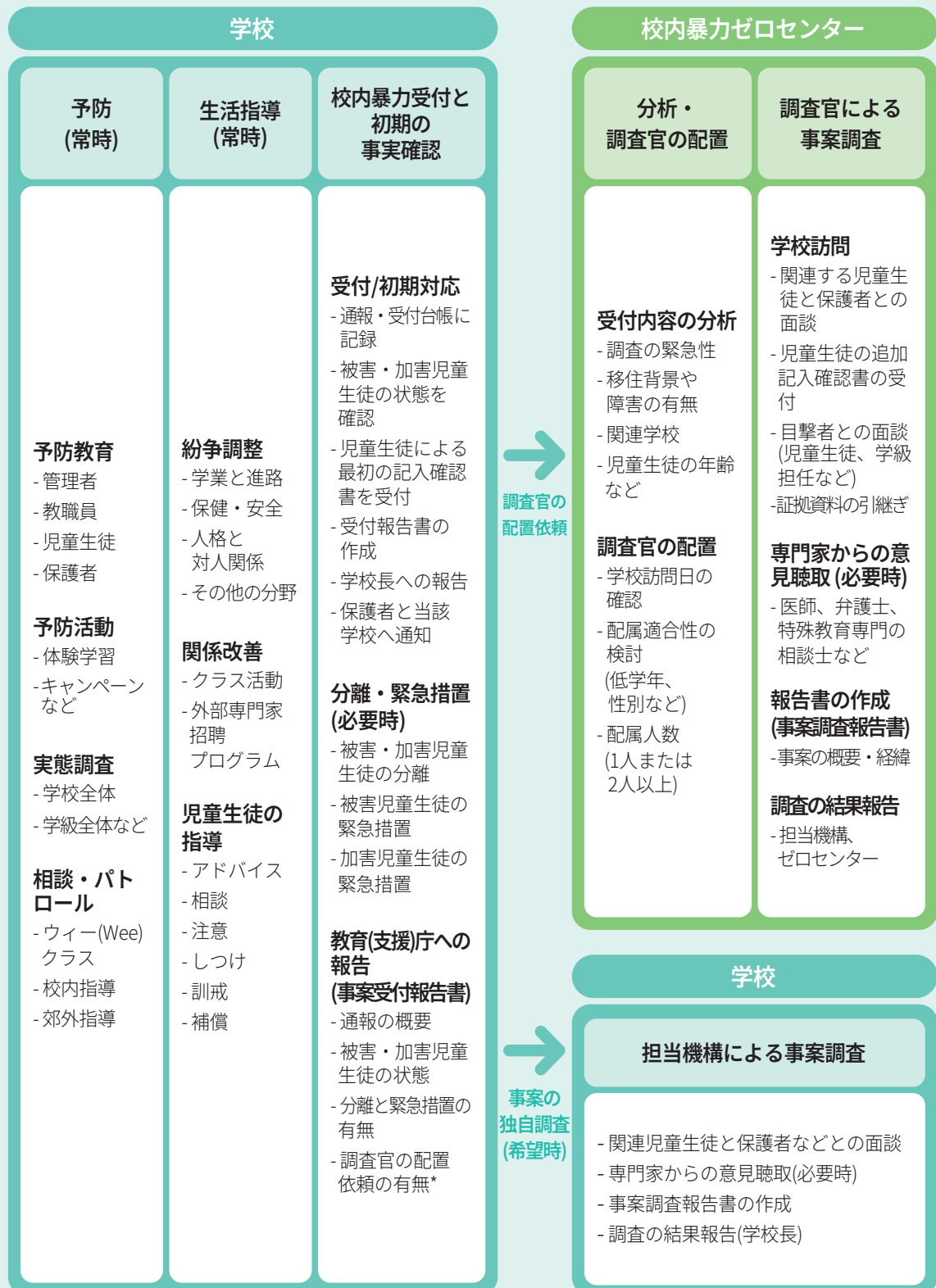
## ●● 校内暴力の種類と例

以下は、校内暴力の種類と主な具体例を示したもので、これ以外にも、身体・精神・財産上の被害を伴うすべての行為が校内暴力に該当することがあります。

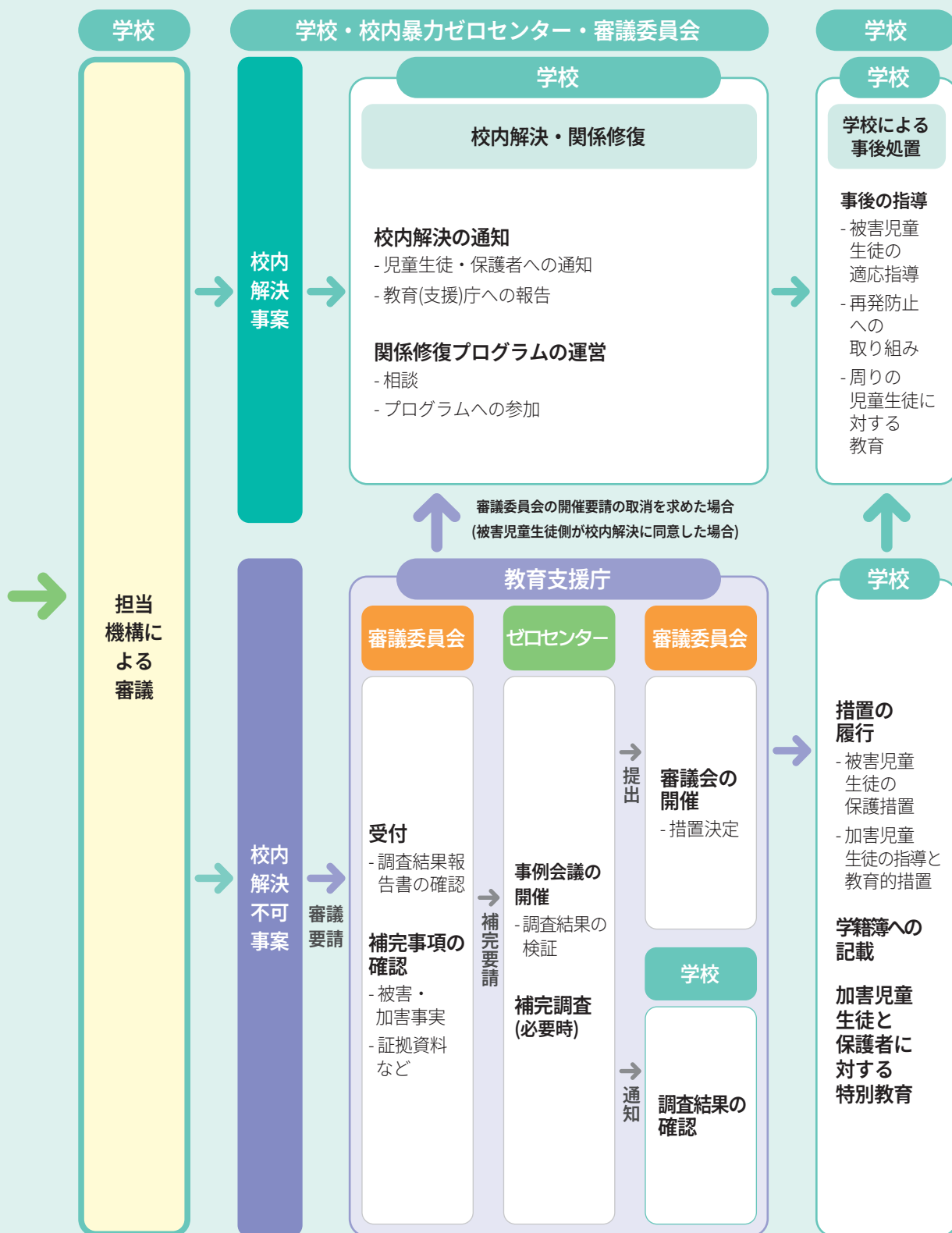
種類	具体例
身体的暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体を手や足で殴るなど、苦痛を与える行為(傷害、暴行)</li> <li>・ 一定の場所から容易に出られないようにする行為(監禁)</li> <li>・ 強制(暴行、脅迫)的に一定の場所に連れ去る行為(略取)</li> <li>・ 相手を騙し、または誘惑して一定の場所に連れ去る行為(誘引)</li> <li>・ いたずらを装ったつねり、殴ったり思いっきり押ししたりなど、相手が暴力と認識する行為</li> </ul>
言葉の暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大勢の前で相手の名誉を毀損する具体的な発言(性格、能力、社会経済的背景など)をしたり、そのような内容の文章をインターネット、SNSなどで広める行為(名誉毀損) ※その内容が真実であっても犯罪であり、虚偽の場合は刑法上の加重処罰の対象となる。</li> <li>・ 大勢の前で侮辱的な言葉(容姿をからかう、バカ、あほなど相手を卑下する内容)を継続的に言ったり、そのような内容の文章をインターネット、SNSなどで広める行為(侮辱)</li> <li>・ 身体などに危害を加えそうな言動(「死にたいのか」など)やメールなどで脅迫する行為(脅迫)</li> </ul>

種類	具体例
<b>金品のゆすり (恐喝)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返す気がないのにお金を要求する行為</li> <li>・服や文房具などを借りると言って、返さない行為</li> <li>・故意に物を壊す行為</li> </ul>
<b>強要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンや物を代わりに買ってこさせる行為やテザリングの強要、課題代行、ゲーム代行、使い走りの強要など、意思に反する行為を強要する行為（強制的使い走り）</li> <li>・暴行または脅迫により相手の権利行使を妨害し、または義務のないことをさせる行為（強制）</li> <li>・集金を無理強いする行為</li> </ul>
<b>いじめ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団で一人を意図的かつ反復的に避ける行為</li> <li>・嫌がる言葉で、馬鹿にする、からかう、皮肉を言う、侮辱する、怖がらせる、困らせる、笑うなど</li> <li>・他の児童生徒と遊べないようにする行為</li> </ul>
<b>性暴力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴行・脅迫して性行為を強要するか、類似の性行為、性器に異物を挿入するなどの行為</li> <li>・相手に暴行や脅迫で性的に侮辱を感じさせるような身体的接触行動を起こす行為</li> <li>・性的な言動で相手を侮辱し、恥を感じさせる行為</li> <li>・相手の同意を得ず、体の写真を撮影して羞恥心を感じさせる行為</li> <li>・相手の同意を得ず、故意に性的に屈辱を味わわせる会話、わいせつな写真、わいせつな動画などを送る行為</li> <li>・情報通信網を利用してディープフェイク映像等(人工知能技術等を用いて児童生徒の顔・身体又は音声を対象として対象者の意思に反し、性的欲求又は不快感を誘発するような形で編集・合成・加工した画像・映像、又は音声)を製作・配布する行為</li> </ul>
<b>サイバー暴力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上での言葉の暴力・名誉棄損・恐喝・ストーキング・いじめ・映像の流布など、情報通信機器を利用して嫌がらせをする行為</li> <li>・特定の人に対して侮辱的な言動や暴言などをインターネットの掲示板、チャット、コミュニティなどに書き込む行為特定の人を狙った書き込みはその一形態。</li> <li>・特定の人に対する虚偽の書き込みや人の私生活に関する事実をインターネット、SNSなどを通じて不特定多数に公開する行為</li> <li>・性的に羞恥心を与え、または脅迫する内容、嘲笑する文章、絵、動画などを情報通信網を通じて流布する行為</li> <li>・恐怖心や不安をあおるテキストメッセージ、音声、映像などを携帯電話などの情報通信網を通じて繰り返し送信する行為</li> <li>・情報通信網を利用してディープフェイク映像等（人工知能技術等を用いて児童生徒の顔・身体又は音声を対象として対象者の意思に反し、性的欲求又は不快感を誘発するような形で編集・合成・加工した画像・映像、又は音声）を製作・配布する行為</li> </ul>

## ○ 校内暴力事案処理フローチャート



\*学校の長(以下「校長」という)は、事案受付の報告時に校内暴力担当調査官の配置を要請し、または校内暴力担当機構を通じて独自の事案調査を実施することができる。



## 校内暴力の予防と兆候

児童生徒と保護者は、学期ごとに1回以上校内暴力予防教育を受けなければならない、校内暴力に対する正しい認識と予防、対処方法などを理解し、校内暴力を予防できるよう、一緒に努力しなければなりません。

※ 校内暴力は予告なしに起こるものではありません。普段からお子さんに関心を持って観察し、子供が送るSOSサインを見逃さないようにしましょう。

### 参考

#### 校内暴力による被害児童生徒の兆候(例)

#### ご家庭で

- 1.表情が暗く、いつもより元気がない。
- 2.名前を呼ばただけで驚くなど、些細なことにも大きく、普段より敏感に反応する。
- 3.登校を嫌だったり、怖かたりする。
- 4.理由なく欠席したり、転校させてほしいと言う。
- 5.体に傷やあざがよくできたり、一人でいたがる。
- 6.絶望感(例：死にたい)や復讐心(例：死ね)を表す落書きがある。

#### 学校で

- 1.友達が自分の悪口を言っても反発しない。
- 2.グループ活動やクラスでの様々な活動で疎外されたり、排除されたりする。
- 3.休み時間や昼休みに友達を避け、しばしば自分だけのスペース(トイレなど)にこもってしまう。
- 4.服が破れたり、準備物や持ち物を紛失することが多い。
- 5.学校行事やグループ活動に参加したがる。
- 6.特に理由もなく、遅刻や早退、欠席の回数が増えている。

#### サイバー暴力の被害の兆候

- 1.不安を抱えている様子で、情報通信機器を頻繁に確認し、敏感に反応する。
- 2.グループラインなどで何度も攻撃を受ける。
- 3.お小遣いを多く要求したり、オンライン機器の使用料が高すぎたりする。
- 4.親が自分の情報通信機器に触れたり見たりすることを極端に嫌がり、敏感に反応する。
- 5.テキストメッセージやメッセージャーを読んだ後、パニックになったり、苦しんでいるように見える。
- 6.オンライン上で名前よりも卑下するあだ名や悪口で呼ばれたり、罵りや悪口が多く投稿される。
- 7.SNSのステータスメッセージや写真の雰囲気最近、落ち込んだり、ネガティブになったりする。
- 8.コンピュータや情報通信機器の使用時間が長すぎる。
- 9.よく知らない人が自分の子の話や噂を知っている。
- 10.急に携帯電話の使用を嫌がったり、SNSアカウントを退会した。

## 校内暴力は、絶対NO！

## みんなの学校のための「学校文化責任規約」

## 1. 責任規約の目的

学校の構成員間の校内暴力と教員の生活指導に対する理解度を高め、それぞれの責任意識を確立・実践することで、みんなの学校づくりができる学校文化を醸成することを目的としています。

## 2. 校内暴力に対する理解度の向上

## 「校内暴力予防および対策に関する法律」

- ▶ 第2条(定義)1. 「校内暴力」とは、学校内外で児童生徒を対象に発生した傷害、暴行、監禁、脅迫、略取・誘引、名誉毀損・侮辱、恐喝、強要・強制的な使い走り、性的暴力、いじめ、サイバー暴力等により身体・精神又は財産上の被害を伴う行為のことをいう。
- ▶ 第15条(校内暴力予防教育等) ① 学校の長は、児童生徒の身体的・精神的保護と校内暴力の予防のための児童生徒に対する教育を学期ごとに1回以上実施しなければならない。② 学校の長は、校内暴力の予防と対策等のための教職員と保護者に対する教育を学期ごとに1回以上実施しなければならない。

## 3. 行動に対する責任認識

校内暴力の加害児童生徒は、審議委員会による審議の結果、校内暴力防止法第17条第1項第1号から第9号までの措置\*を受けることがあります。加害児童生徒として通報された場合、審議委員会の議決前であっても、被害児童生徒と分離されることがあり、事案によっては学校長による緊急措置が取られることがあります。また、校内暴力担当調査官または校内暴力担当機構による事案調査が行われます。

\* 1号(書面による謝罪)、2号(接触、脅迫および報復行為の禁止)、3号(校内奉仕)、4号(社会奉仕)、5号(特別教育の履修または心理療法)、6号(出席停止)、7号(クラス替え)、8号(転校)、9号(高等学校の場合は退学)

## 4. 教員の児童生徒に対する生活指導の理解と遵守

教員の児童生徒に対する生活指導とは、児童生徒の学習権と人権の保護と教員の教育活動のために必要な場合、法令に基づき児童生徒を指導することをいいます。

## みんなの学校のための、学校の構成員としての責任(例)

## 児童生徒

- ✓ 学校規則を尊重し、遵守します。
- ✓ 自ら丁寧な態度で行動します。
- ✓ 先生を尊敬し、すべての人に礼儀を守ります。
- ✓ 学校の友達をいたづらでいじめたりしないで、尊重します。
- ✓ ただの冗談だと思っていたことがいじめや言葉の暴力とみなされることがあるので、慎重に会話をします。
- ✓ 校内いじめを学級担任や周りの教師に知らせます。

## 保護者

- ✓ 学校のルールと教師の専門性を尊重します。
- ✓ 子どもの人格を尊重し、きれいな言葉でコミュニケーションをとります。
- ✓ 学校の教育理念を支持し、学校の構成員としてともにご尽力ください。

## 教師

- ✓ 児童生徒の気持ちに共感し、心から大切にします。
- ✓ 児童生徒の健やかな成長のために、教師は保護者と協力します。
- ✓ 授業時間を充実させ、児童生徒の幸せな学校生活のために努力します。

児童生徒の氏名 (署名)

保護者の氏名 (署名)

教師の氏名 (署名)

2025.00.00. ○○○ 学校長



# III

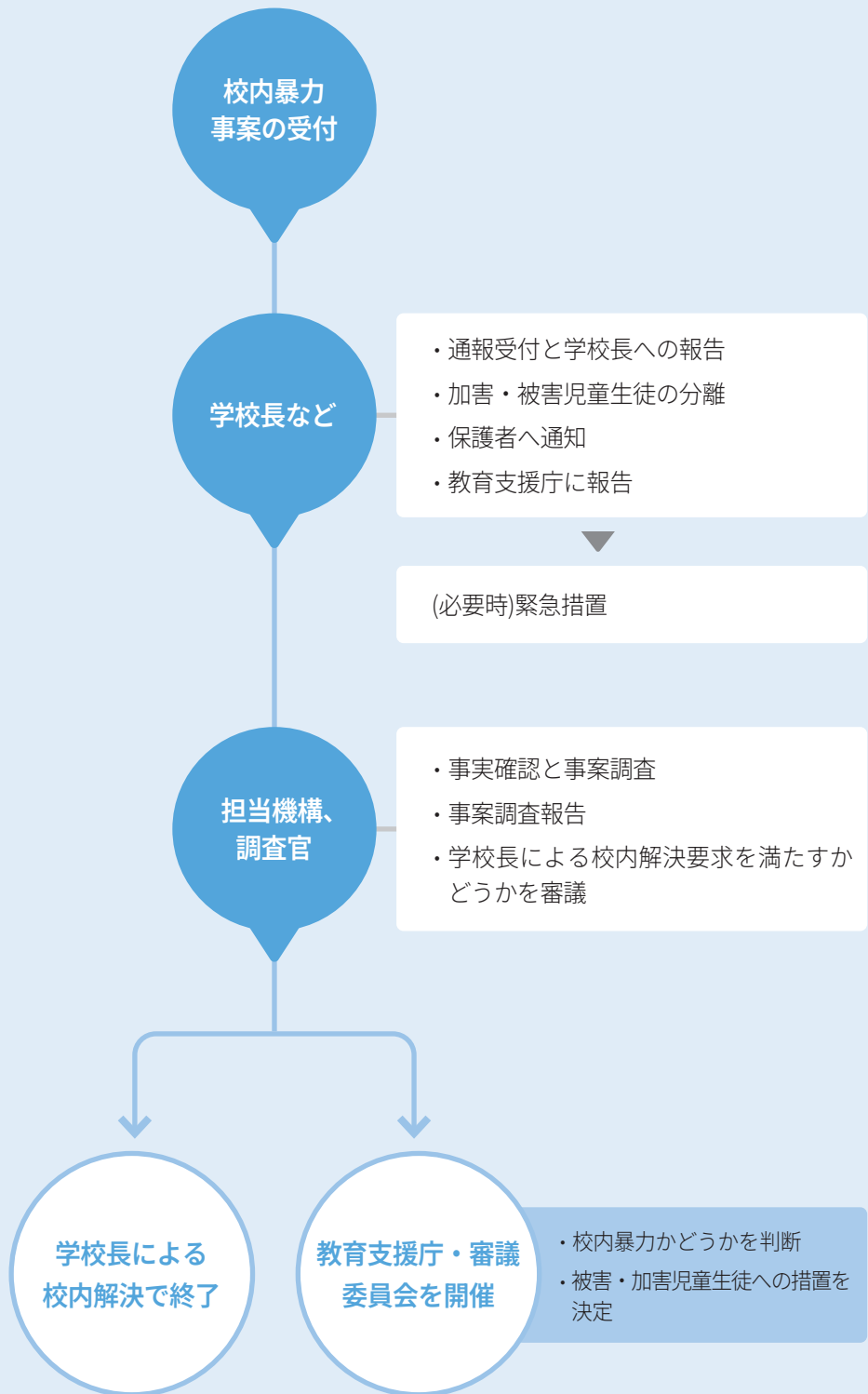


# 校内暴力への対処

- 01 校内暴力の通報
- 02 関係修復
- 03 校内暴力担当機構
- 04 校内暴力事案の調査
- 05 加害児童生徒と被害児童生徒の分離
- 06 学校長による校内解決制度
- 07 校内暴力対策審議委員会の開催と対策
- 08 被害児童生徒の保護措置及び加害児童生徒の教育・指導措置
- 09 紛争調整
- 10 措置に対する不服申立て



校内暴力が発生した場合、次のような手順で事案処理が行われます。



校内暴力  
事案の受付

- ・事案が受け付けられると、被害児童生徒の分離意思を確認の上、加害児童生徒を最大7日(土日祝日を含む)以内に分離します。また、加害児童生徒に第2号(被害と通報・告発した児童生徒への接触・脅迫・報復行為の禁止)措置を取ります。
- ・必要に応じて学校長は、校内暴力対策審議委員会を議決するまで、被害児童生徒の保護と加害児童生徒の指導・教育のために緊急措置をとることがあります。
- ・両者が合意した場合、関係修復のためのプログラムを運営することがあります。

校内暴力  
事案の調査

- ・関係のある児童生徒への面談により、被害・加害の事実の有無を確認します。まず、学校で児童生徒による最初の記入確認書を受け付け、校内暴力担当機構または教育支援庁の校内暴力担当調査官が学校を訪問し、事案調査を行います。
- ・調査の過程で、必要に応じて保護者面談、目撃した児童生徒の面談等を行います。

学校長による  
校内解決  
可否の審議

- ・事案調査を終えたら、学校の担当機構が学校長による校内解決の要件を満たしているかどうかを審議します。
- ・学校長による校内解決の要件は以下の通りです。
  1. 2週間以上身体的・精神的治療が必要な診断書の発行(提出)を受けていない場合
  2. 財産上の被害がない、または直ちに復旧または復旧の約束がある場合
  3. 校内暴力が継続的でない場合
  4. 校内暴力に対する通報、陳述、情報提供等に対する報復行為(情報通信網を利用した行為を含む)でない場合
    - ☞ 上記の4つの要件をすべて満たし、被害児童生徒とその保護者が同意すれば、学校長による校内解決が可能です。
- ・学校長による校内解決が成立しない事案は、教育支援庁・校内暴力対策審議委員会に移管されます。軽微な事案について審議委員会開催を希望する場合、学校では関係修復のためのプログラムを勧めることもあります。

審議委員会の  
開催と措置決定

- ・教育支援庁審議委員会で審議を行い、校内暴力の有無を判断し、被害・加害児童生徒への措置を議決します。
  - ☞ 加害児童生徒への措置は、事案の重大性、継続性、故意性、そして加害児童生徒の反省の程度、両者の和解の程度を考慮して決定します。
- ・教育長は措置を最終決定し、被害・加害児童生徒と学校に通知します。

措置の  
履行・不服、  
学籍簿への  
記載

- ・被害・加害児童生徒は措置を実施し、措置に異議がある場合は、行政審判や行政訴訟などの不服を申し立てることができます。
- ・加害児童生徒への措置は、学籍簿に記載されます。ただし、1～3号の措置は1回\*に限り、学籍簿への記載は留保できます。

\* 同じ学校レベル(初等・中等(前期・後期))に在学している間(小学生の児童は、その措置を受けた日から3年以内)

# 校内暴力の通報

校内暴力は、学級担任や担当教師などに話したり、校内暴力通報センター117番などに通報することもできます。具体的には、校内通報方法(口頭、通報箱、アンケート調査、電子メール、SNS、ホームページなど)と校外への通報方法(112番、校内暴力通報センター117番、学校担当警察官など)があります。

## 参考

### 校内暴力の被害児童生徒との効果的なコミュニケーションのための会話法

お子さんの校内暴力の事実について聞くと、保護者なら誰もパニックに陥り、不安になることでしょう。また、何をどう調べ、どう対処すれば良いのか、混乱することもあります。ですが、校内暴力の当事者はお子さんです。したがって、効果的な話し合いをするために、以下の点を参考にしてください。

話す準備ができるまで待つてあげる。



「どんなことがあったか、君の話を聞きたい。準備ができたら教えてくれる？」

被害児童生徒の話判断せず十分に聞き、その苦しみに共感する。



「そんなことがあったんですね。本当に大変だったんだね。」

勇気を出して話した被害児童生徒に感謝の気持ちを伝える。



「大変だっただろうに、信じて話してくれてありがとう。」

被害児童生徒が心理的・身体的に負った傷を慰め、尊重する。



「君のせいで起きたんじゃないよ。今まで辛かったと思うと私も辛いね。」

現在の困難を解決するためにどのような支援が必要かを尋ねる。



「今の問題をよくするためには、どんな助けが必要かな？一緒に考えよう。」

<2024校内暴力被害児童生徒の治癒・回復支援ガイドライン, 教育部&韓国青少年政策研究院>

# 関係修復



## 関係修復とは？

関係修復とは、関連する二人以上の対象者が、発生状況について理解・コミュニケーション・対話などを通じて、元の状態またはお互い日常生活に戻るよう、最善の状態を取り戻すために一緒に努力することを意味します。

## ●● 関係修復の目的

- 当事者間で発生した事案を中心に、双方の関係を修復することを目的とします。
- 相互理解とコミュニケーション、対話のプロセスを通じて、被害児童生徒側の立場を十分に考慮した心のこもった謝罪と加害児童生徒側の反省に対する正しい認識の確立、さらには関係改善による修復を図ります。
- 心理的・情緒的安定、学校や日常生活、交友関係などの安定した適応と迅速な復帰、日常生活への復帰を支えます。

## ●● 関係修復を実行する上での主な内容

- 学校長は、法律に基づく軽微な校内暴力(校内解決の客観的要件を満たす)について、被害児童生徒とその保護者が審議委員会の開催を希望する場合、被害児童生徒と加害児童生徒間の関係修復プログラムを勧めることができます。
- 「校内暴力における関係修復」は、一般児童生徒や不特定多数の児童生徒ではなく、発生した事案と関連した児童生徒(被害児童生徒と加害児童生徒)を対象に行われます。



校内暴力における関係修復は、進行段階ごとに被害児童生徒側の意思を優先的に考慮し、同意の有無を確認しながら進める。

## ●● 校内暴力における関係修復に向けた家庭でのご協力をお願い

### ● 関係修復をするためには、どうやればいいんですか？

関係修復を試みようとして決意し、実行に移した児童生徒の勇気に対する十分な共感と支援が重要です。加害児童生徒と対面して話をすることへの恐怖があるにもかかわらず、勇気を出してコミュニケーションを試みた被害児童生徒と、勇気を持って自分の非を被害児童生徒に伝えようとした加害児童生徒の姿勢に、心からの応援の気持ちを送る必要があります。

関係修復のためには、何よりも当事者である児童生徒の気持ちのスピードを考慮しなければなりません。

#### 被害児童生徒の場合

- 加害者側と会ってコミュニケーションを取る上で、不安、憂鬱、恐怖などの心理的な困難はないかを探ってください。
- 加害側と関係を修復する意思があるかどうかを十分に検討した上で、慎重に判断してください。
- 関係修復をしたいが、試すのが困難な場合は、十分心を安定させて準備が整うように支えてください。

#### 加害児童生徒の場合

- 自分の行動を認め、被害者側に謝罪する十分な準備が整っているかどうか確認してください。
- 謝る準備ができていない状態で、無理に関係修復を試みると、お互い誤解を招き、関係がさらに悪化するおそれがあります。

- 校内暴力の発生後、被害児童生徒と加害児童生徒が同じ環境で生活を続けなければならない場合、落ち着いた関係が続くおそれがあります。残りの在学中、学校生活を一緒に送らなければならないだけでなく、長期的な回復と治療のためにも、落ち着く関係へ導くために試みることは、児童生徒にとって有益になるかもしれません。

※ 関係修復プログラムは、事案処理に代え、または審議委員会の措置変更や軽減などの条件付きで進めることはできない。

## 校内暴力担当機構

### 校内暴力担当機構とは？

学校に設置されている校内暴力担当機構は、校内暴力防止法上、校内暴力問題を担当する法的組織です。校内暴力事案調査の内容をもとに、学校長による校内解決の客観的要件の充足の有無と学校長による校内解決の同意の意思を確認し、審議します。

※ 担当機構とは、学校の長が教頭、専門の相談教師、保健教師と責任教師(校内暴力問題を担当する教師をいう)、保護者などで構成された、校内暴力問題を担当する担当機構のことをいいます。

※ 校内暴力担当調査官が調査を行うか、事案の特性と被害児童生徒の保護、関係改善の可能性などを考慮し、学校独自の調査が適切であると学校長が判断した場合、担当機構事案調査を行うことができます。

## 校内暴力事案の調査

校内暴力が発生し、通報・受付が行われると、校内暴力担当調査官または校内暴力担当機構は、被害と加害事実の有無を確認するため、具体的な事案調査を行います。

### 校内暴力担当調査官

校内暴力担当調査官は、校内暴力事案の被害・加害事実の有無を確認するために、教育監(または教育長)が任命・委嘱した校内暴力調査・相談の専門家です。

#### 校内暴力担当調査官の役割

- 校内暴力の被害・加害事実に関する調査
- 校内暴力事案調査の後、関連する児童生徒と保護者へ関係修復プログラムについて案内
- 事案調査報告書を作成

#### 参考

- 関連する児童生徒の保護者は、学級担任と校内暴力担当教師、校内暴力担当調査官を信じて積極的に協力してください。
  - ※ 校内暴力は、通報の受付後、調査の過程で一方向的被害ではなく、双方の事案となることもあり、校内暴力を直接行使していなくても、加担した児童生徒や目撃した児童生徒として調査を受けることがあります。
- お子さんの言葉だけで判断するのではなく、正確な状況を把握するために学校と協力してください。
- 相手側の児童生徒を叱責したり、他の児童生徒に事案について直接聞かないようにします。
- 本校教師、相手の保護者に暴言や不快感を与えるような言動をしないでください。
- 確認されていない事実、事実の有無にかかわらず個人の名誉を毀損するおそれのある内容を広めたり、SNS上で流布しないでください。
- 校内暴力事案発生または再発の際は、すぐに学級担任または担当教師に連絡してください。

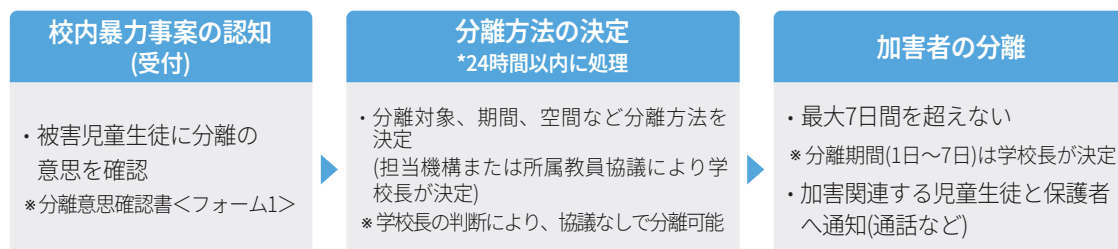
#### 保護者の注意事項

# 加害児童生徒と被害児童生徒の分離

## 加害児童生徒と被害児童生徒の分離

- 学校の長は、校内暴力事件を認知した場合、大統領令で定める例外事由に該当しない限り、遅滞なく加害者と被害児童生徒を分離しなければなりません。校内暴力の事案発生時、加害者と被害児童生徒を分離することは、被害児童生徒の心理的不安の解消、二次被害の防止、校内暴力により高まった緊張状態を緩和するためです。

### 分離の手順



### 分離例外の事由

- 被害児童生徒が加害児童生徒に対する分離に反対する場合
- 加害者または被害児童生徒が教育活動中でない場合
- 加害児童生徒に対する学校長の緊急措置により、既に加害児童生徒と被害児童生徒が分離されている場合

### 分離が必要ない場合

- 関連する児童生徒が所属する学校が異なる場合
- 被害児童生徒や加害児童生徒が、学校長の許可による校外体験学習で登校していない場合

## 緊急措置

### 被害児童生徒を保護するための緊急措置

- 学校長は、被害児童生徒が緊急保護を要請した場合には、審議委員会開催までに、第1号(学校内外の専門家による心理相談と助言)、第2号(一時保護)、第3号(治療と治療のための療養)と第6号(その他被害児童生徒の保護のために必要な措置)の措置をとることができます。

### 加害児童生徒を指導するための緊急措置

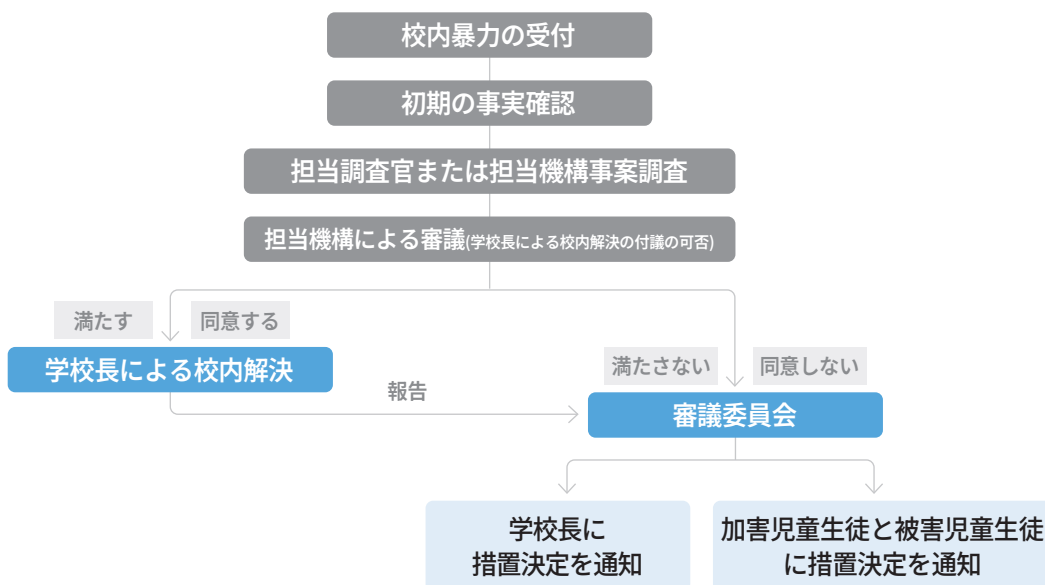
- 学校長は校内暴力を認知した場合、遅滞なく第2号(接触・脅迫・報復行為の禁止)措置を講じなければなりません。加害児童生徒を学校内の別のスペースに分離する措置ではありません。
- 学校長は、被害児童生徒の保護と加害児童生徒の指導・教育が緊急を要すると認める場合、審議委員会開催までに、第1号(書面による謝罪)、第3号(学校での奉仕)、第5号(特別教育の履修又は心理療法)、第6号(出席停止)、第7号(クラス替え)の措置をとることができます。
- 学校長は、被害児童生徒とその保護者が要請した場合、担当機構の審議を経て、第6号(出席停止)又は第7号(クラス替え)の措置をとることができます。

## 学校長による校内解決制度

### 学校長による校内解決制度とは？

- 法律に定める一定の要件を満たし、被害児童生徒と保護者が審議委員会の開催を希望しない場合、学校の長が校内暴力を自主的に解決することができる制度をいいます。
- 被害児童生徒とその保護者が審議委員会の開催を希望せず、以下の4つの要件(客観的要件)全てに該当する場合、学校長による校内解決が可能です(<フォーム2、3>を参照)。
  - 2週間以上の身体的・精神的な治療を必要とする診断書が発行されていない場合
  - 財産上の被害がない場合、または財産上の被害が直ちに回復するか、または回復の約束がある場合
  - 校内暴力が継続的でない場合
  - 校内暴力に対する通報、陳述、情報提供等に対する報復行為(情報通信網を利用した行為を含む)でない場合
- 原則として、被害児童生徒とその保護者は、学校長による校内解決後は、同一事案について審議委員会の開催を要求することはできません。

### 学校長による校内解決の手順



### 学校長による校内解決制度は、児童生徒にどのようなメリットがありますか？

校内暴力が発生した場合、事案によっては、審議委員会を通じて積極的な被害児童生徒の保護と加害児童生徒の指導が必要な事案もありますが、軽微な事案の場合、審議委員会まで行わず、お互いコミュニケーションを取りながら関係修復を図り、健全に関係を改善していく方法を伝えることが必要な状況に適用できる制度です。

# 校内暴力対策審議委員会の開催と対策

## 校内暴力対策審議委員会とは？

校内暴力対策審議委員会は、各教育支援庁に設置されており、校内暴力の予防と対策、被害児童生徒の保護、加害児童生徒に対する指導措置、被害・加害児童生徒間の紛争調整などの事項を審議する法定委員会です。

### ●● 審議委員会の審議事項

- 校内暴力の予防と対策
- 被害児童生徒の保護
- 加害児童生徒に対する教育、指導と懲戒
- 被害児童生徒と加害児童生徒との紛争調整
- 校内暴力の予防と対策に関連し、学校の長が建議する事項

### ●● 校内暴力対策審議委員会の構成と運営

#### 審議委員会の構成

審議委員会は、委員長1名を含む10名以上50名以内の委員で構成するものとし、全委員の3分の1以上を当該教育支援庁管轄学校に所属する児童生徒の保護者に委嘱します。

#### 審議方式

対面審議を原則とします。つまり、被害・加害児童生徒と保護者が、審議委員会に直接出席して陳述します。ただし、被害・加害児童生徒側の要望がある場合や、離島の場合など特別な事情を考慮する必要がある場合は、電話、ビデオ、書面などの審議方法を活用することができます。

#### 審議委員会議事録の公開

審議委員会の会議は非公開です。ただし、被害・加害児童生徒又は保護者が、議事録の閲覧・コピー等、議事録の開示を申請したときは、児童生徒とその家族の氏名、住民登録番号、住所、委員の氏名等の個人情報に関する事項を除いて開示しなければなりません。

#### 審議委員会の 専門家からの意見聴取

- 審議委員会は、必要と認めるときは、校内暴力が発生した当該学校所属の教員や校内暴力の予防と対策に関連する分野の専門家等を出席させ、または書面等により意見を聴取することができます。
  - ※ この際、審議委員会は、被害児童生徒又はその保護者の意思を確認し、被害児童生徒又はその保護者の要請がある場合には、必ず意見を聴取するようにしています。
- 審議委員会は、移住背景学生と障害児童生徒が校内暴力と関連する児童生徒である場合、性暴力やサイバー暴力事案の場合、関連分野の専門家を出席させて意見を聞くことができます。

#### 審議委員会の開催 取消要請

<フォーム4>参照

学校長による校内解決の要件をすべて満たしているが、被害児童生徒とその保護者が学校長による校内解決に同意せず、審議委員会の開催を要請した場合には、被害児童生徒とその保護者が審議委員会の議決までに審議委員会の開催要請を取り消す意思を学校に書面で表明した場合、学校長は審議委員会の開催要請を取り消すことができます。

#### 被害側と加害側 に対する措置決定の通知

教育長は、審議委員会の措置決定の後、被害側と加害側に書面にて措置決定を通知します。

# 被害児童生徒の保護措置と加害児童生徒の教育・指導措置

## ●● 被害児童生徒の保護措置

審議委員会は、被害児童生徒を保護するために必要と認めたときは、次のいずれか(又は複数)の措置事項を決定することができます。

### 第1号 学内外の専門家による心理相談とアドバイス

校内暴力によって受けた精神的・心理的ショックから回復できるよう、学内外のカウンセラーから心理相談とアドバイスを受けるための措置です。

### 第2号 一時保護

加害児童生徒から継続的な暴力や報復を受けるおそれがある場合、一時的に保護施設や自宅または学校相談室などで保護を受けられるようにする措置です。

### 第3号 治療と治療のための療養

校内暴力によって生じた身体的・精神的な傷を治癒するために、医療機関などで治療を受けるようにする措置です。被害児童生徒が保護措置として自宅や療養機関で身体的・心理的な治療を受ける場合は、治療期間が明記された診断書または関連する証拠資料を添付して学校に提出します。

### 第4号 クラス替え

継続的な校内暴力の状況や精神的な傷から逃れるために、被害児童生徒を同じ学校内でも別のクラスに所属を移す措置です。

### 第6号 その他、被害児童生徒の保護のために必要な措置

校内暴力被害の種類と年齢の特性などを考慮し、必要に応じて医療機関との連携、大韓法律救助公団のような法的救済機関、校内暴力関連機関などに必要な協力や支援要請などを行うことができます。

## ●● 被害児童生徒に対するさらなる保護と支援

### 出席日数の算入

被害児童生徒の保護措置など、保護が必要な児童生徒について、学校の長が認めた場合は、その措置に必要な欠席日を出席日数に含めて計算することができます。学校の長は、診断書、医師の診断書などを求めることができます。

### 不利益の禁止

保護措置を受けたという事実自体が成績の評価等で不利益にならないようにしなければならず、被害児童生徒が欠席し、やむを得ず成績評価のための試験に応じることができなくなった場合、学校の学業成績管理規程に基づき、不利益が生じないように措置をとらなければなりません。

- 校内暴力の被害児童生徒が転校・進学の際、被害児童生徒が要請した場合、当事者の同意を得て被害児童生徒の保護のために、最小限の情報を転校先と上級学校に提供します。

## ●● 移住背景・脱北者家庭の児童生徒に対する保護と支援

- 初期対応、事案調査など事案処理の過程で韓国語能力が不足し、コミュニケーションに困難がある移住背景学生(中途入国・外国人の児童生徒など)の場合、明確な状況説明や自己表現のために通訳の活用または関連担当教師を参加させ、十分な通訳・翻訳が行われるようにしています。
- 被害児童生徒または加害児童生徒が移住背景学生(中途入国・外国人の児童生徒など)である場合、担当機構と審議委員会に専門家を参加させ、移住背景学生の文化的特性等に関する意見を参考にするようにしています。

## ●● 加害児童生徒の指導・教育的措置

審議委員会は、被害児童生徒の保護と加害児童生徒の指導・教育のために、次の各号のいずれか(または複数)に該当する措置を講じるよう、教育長に要請します。

※ 校内暴力事案が通報された時から加害児童生徒への措置の履行が完了するまで、原則として加害児童生徒の申請による学籍の変動(転校、退学など)は制限されます。ただし、加害児童生徒に第8号(転校)に基づく措置とともに複数の措置が同時に課せられた場合、教育長は、上記第8号(転校)の措置を優先的に実施することができます。

### 第1号 被害児童生徒への書面による謝罪

加害児童生徒が被害児童生徒に対し、書面でこれまでの暴力行為について謝罪する措置です。

### 第2号 被害児童生徒と通報・告発した児童生徒への接触・脅迫・報復行為の禁止

被害児童生徒や通報・告発した児童生徒に対する加害児童生徒の接近を防ぎ、それ以上の暴力や報復を防ぐための措置です。

※ 接触禁止は、措置を受けた児童生徒が意図的に被害児童生徒に接触すること(インターネット、携帯電話などの情報通信網を利用した行為を含む)を禁止するものです。教育活動と日常生活の中で行われる意図しない接触をすべて禁止するわけではなく、加害者と被害児童生徒の分離措置とは異なり、空間的な分離を意味するものではありません。

### 第3号 学校での奉仕

校内でのボランティア活動を通じて自分の行動を振り返る機会を与えるための措置です。

### 第4号 社会奉仕

校外の行政や公共機関など関連機関で社会構成員としての責任を感じ、奉仕を通じて反省する時間を設けるための措置です。

### 第5号 学内外の専門家、教育監が定めた機関による特別教育の履修または心理療法

加害児童生徒がボランティア活動などを通じて自らの行動を反省することが困難と思われた場合、専門家の助けを借りて暴力に対する認識を改善し、自らの行動を反省させるための措置です。

### 第6号 出席停止

加害児童生徒を授業に出席させないことで、一時的に被害児童生徒と隔離して被害児童生徒を保護し、加害児童生徒には反省の機会を与えるための措置です。加害児童生徒に対する出席停止期間は、不認定の欠席として扱います。

### 第7号 クラス替え

加害児童生徒を被害児童生徒から隔離し、加害児童生徒の教育環境を変えるために、同じ学校内の別の学級に移す措置です。

**第8号 転学(転校)**

加害児童生徒を被害児童生徒から隔離し、被害児童生徒に対してこれ以上の暴力行為を行わないようにするために、他の学校に所属を移すようにする措置です。

**第9号 退学処分**

加害児童生徒を指導・教育することが困難と認められる場合、在学生の身分を剥奪する措置です。ただし、義務教育課程(小学校、中学校)に在学中の加害児童生徒に対しては適用しません。

**●● 加害児童生徒への措置に対する履行の強制**

加害児童生徒が第2号から第9号の措置を拒否、又は忌避する場合、審議委員会は、さらに他の措置をとるよう、教育長に要請することができます。

**●● 加害児童生徒と保護者に対する特別教育**

- 第2号から第4号まで、第6号から第8号までの処分を受けた加害児童生徒は、教育監が定めた機関において特別教育を履修するか、心理治療を受けなければなりません。
- 加害児童生徒が特別教育を履修する場合、加害児童生徒の保護者も特別教育を履修しなければなりません。保護者が特別教育に応じない場合、教育監は法律に基づき、過料を賦課・徴収することができます。

**●● 加害児童生徒への措置事項の学籍簿への記載****加害児童生徒への措置事項の記載**

- 加害児童生徒に対する措置事項は、学籍簿に記載します。
- 被害児童生徒への措置事項は記載しません。
- 学籍の変動(転校、退学など)の場合、加害児童生徒への措置事項を入力した後、学籍に反映します。
- 行政審判・訴訟が請求された場合は、措置事項を先に入力し、今後措置が変更される場合、決定日は変更せず、措置事項のみを修正します。

**加害児童生徒への措置(第1号・第2号・第3号)の条件付き記載留保**

- 第1号から第3号までの加害児童生徒への措置を審議委員会が定めた履行期間内に履行しない場合、又は履行したとしても、同じ学校レベルに在学中(小学校児童生徒の場合は、その措置を受けた日から3年以内で同じ学校レベルに在学中)に、他の校内暴力事件で加害児童生徒への措置を受けた場合には、措置事項に関する内容を学籍簿に記載するようにしています。

※ 審議委員会が定めた履行期間内に措置事項を履行しない場合、措置事項を記載し、その後措置事項を履行しても記載内容は維持されます。

## 記載内容の削除 - 加害児童生徒への措置事項の削除

### 第1号・第2号・第3号

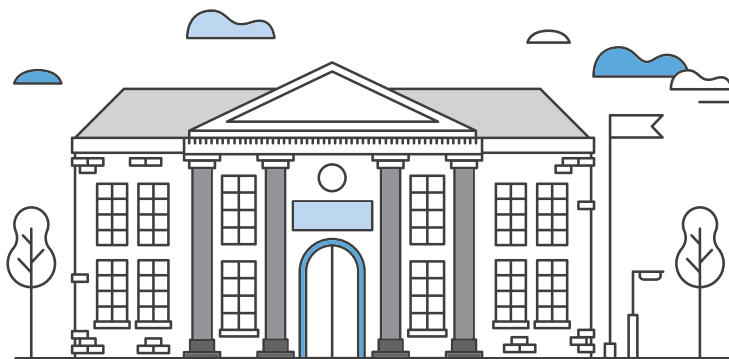
当該児童生徒の卒業と同時に削除されます。

### 第4号・第5号・第6号・第7号

- ・第4号・第5号は、当該児童生徒の卒業日から2年後、第6号・第7号は当該児童生徒の卒業日から4年後に削除することを原則とします。
- ・ただし、他の事案で加害児童生徒への措置(第1号・第2号・第3号を含む)を受けた事実がなく、校内暴力の措置決定日から卒業年度の2月末日までに6ヶ月が経過した場合は、当該児童生徒の反省の度合いと前向きな行動への変化の程度を考慮し、卒業直前の担当機構の審議を経て、卒業と同時に削除することができます。

### 第8号

第8号は、当該児童生徒の卒業日から4年後に削除します。



### 紛争調整とは？

紛争調整とは、被害児童生徒と加害児童生徒間、又はその保護者間の損害賠償に関する合意の調整、その他審議委員会が必要と認める事項について、審議委員会又は教育監が行う調整のことをいいます。

#### ●● 紛争調整の目的と必要性

- 身体的被害、金銭的被害、精神的被害の回復のために、加害児童生徒側の責任の履行を助け、さらなる被害・加害を防止することで、校内暴力による身体的、心理・情緒的、社会的被害を最小限に抑えることができます。
- 民事・刑事訴訟などの司法段階ではなく、教育という目的に基づく迅速かつ公正な問題解決を通じて、双方の紛争を解消することができます。
- 校内暴力の発生後、教育の3つの主体間の迅速かつ円満な解決はもちろん、当事者間の関係と信頼の回復を図ることができます。

#### ●● 紛争調整の対象

- **被害・加害児童生徒間またはその保護者間の損害賠償に係る和解の調整**
- **その他、審議委員会が必要と認めた事項**
  - 審議委員会の措置だけでは解決できない問題がある場合
  - 第三の専門機関または専門家による客観的、専門的、公正な介入が必要な場合

#### ●● 紛争調整の申請

紛争当事者(被害者と加害者)が申請することができます。当事者は、紛争調整申請書を作成し、審議委員会や教育監に申請することができます。ただし、紛争当事者のいずれか一方が紛争調整を拒否し、または被害児童生徒等が関与した校内暴力について加害児童生徒を告訴・告発し、あるいは民事訴訟を提起した場合には、紛争調整の開始を拒否し、または紛争調整を中止することができます。

# 措置に対する不服申立て

## 行政審判

### ●● 行政審判の概念

- 行政審判とは、行政機関(教育庁・行政審判委員会)に申し立てる権利救済制度のことをいいます。
- 被害児童生徒またはその保護者は、被害児童生徒の保護措置と加害児童生徒への措置について行政審判を請求することができます。
- 加害児童生徒またはその保護者は、加害児童生徒への措置について行政審判を請求することができます。
- 処分があることを知った日から90日以内、処分があった日から180日以内に行政審判を請求することができるが、この二つの期間のいずれかを過ぎると、行政審判請求をすることができません。

## 行政訴訟

### ●● 行政訴訟の概念

- 行政訴訟とは、裁判所が行う裁判手続きのことをいいます。
- 被害児童生徒またはその保護者は、被害児童生徒の保護措置と加害児童生徒への措置について行政訴訟を請求することができます。
- 加害児童生徒またはその保護者は、加害児童生徒への措置について行政訴訟を請求することができます。
- 取消訴訟は、処分があることを知った日から90日以内に提起しなければならず、処分があった日から1年を経過すると提起することができません。



# III



# 校内暴力関連 支援のご案内

- 01 校内暴力統合支援
- 02 各機関の主な役割と支援内容

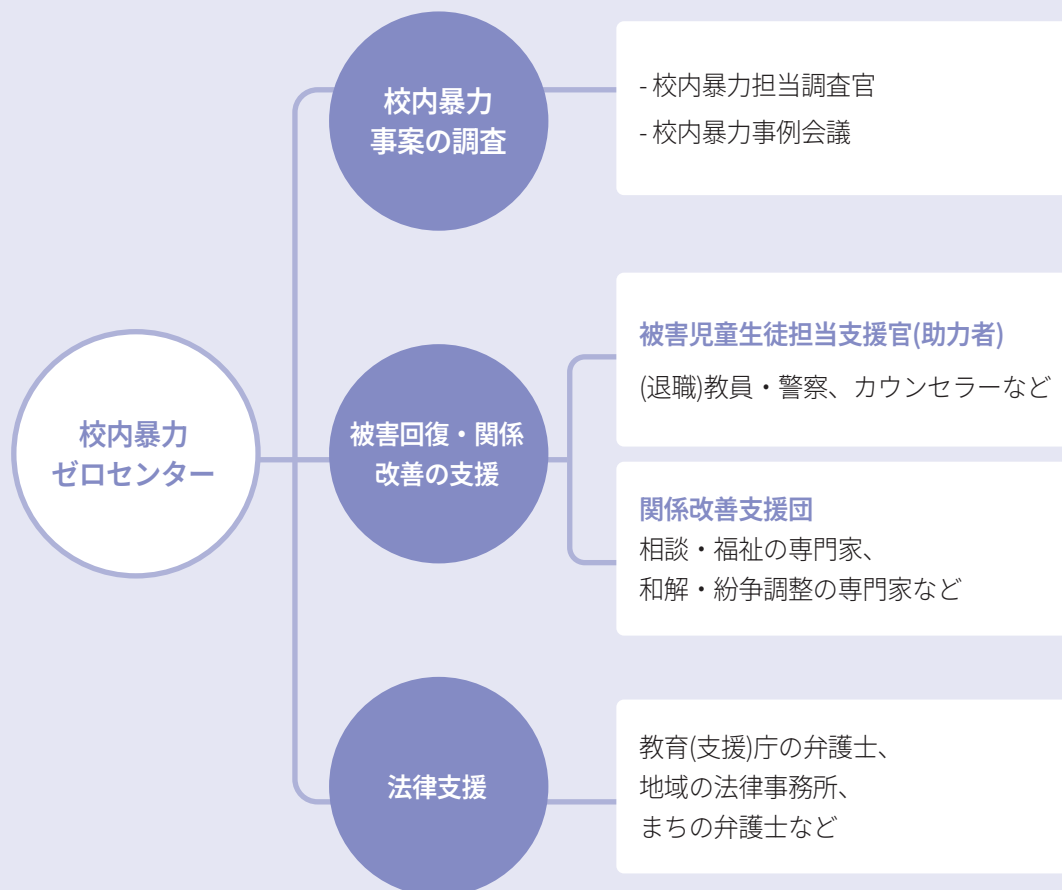


# 校内暴力統合支援

## 校内暴力ゼロセンターとは？

校内暴力の被害・加害児童生徒間の関係修復、被害児童生徒の治癒、被害児童生徒の法律相談など、統合支援業務を行う教育(支援)庁内の担当部署です。

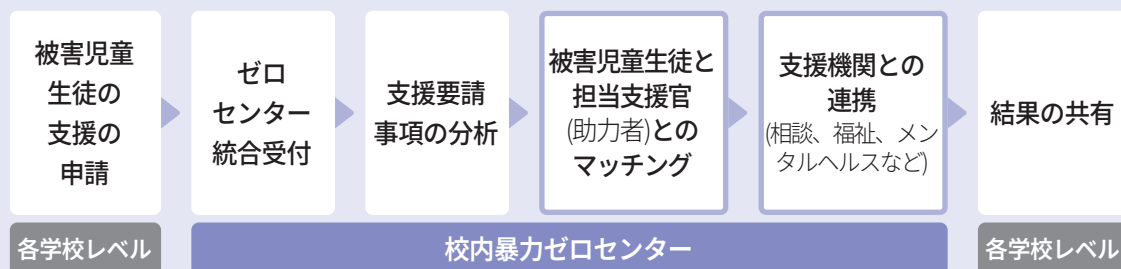
### ○ 校内暴力ゼロセンターの構成(例)



\* 校内暴力統合支援に関する詳細構成と運営は、各市道教育庁の状況によって一部異なる場合がある。

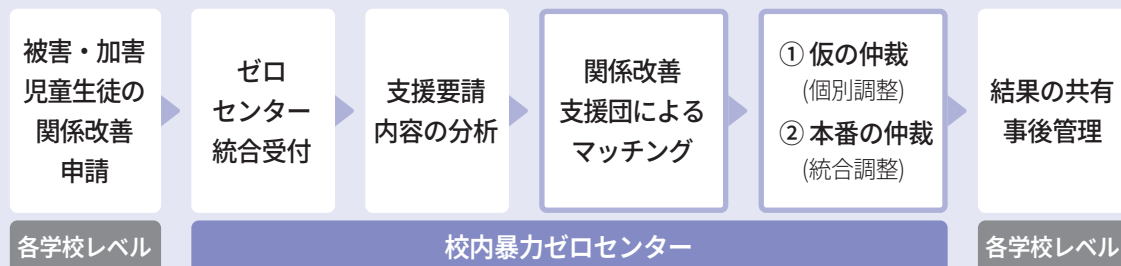
### ●● 被害児童生徒の支援助力者

教育監または教育長は、被害児童生徒を支援するために被害児童生徒の支援助力者を指定することができます。被害児童生徒の支援助力者は、校内暴力の被害による困難に共感(傾聴)し、被害児童生徒が必要とする法律・相談・保護などのためのサービスと支援機関の連携などの役割を担います。



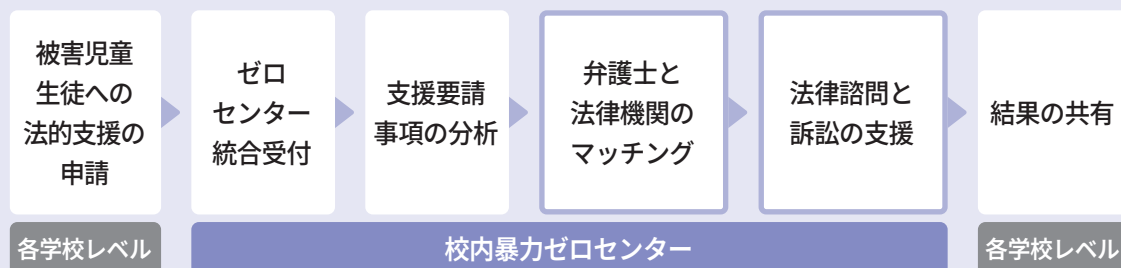
### ●● 関係修復支援団

教育、相談・福祉、和解・紛争調整の専門家などにより関係修復支援団が構成され、校内暴力に対する和解と関係修復を中心とした前向きな解決により、関連児童生徒の学校生活の正常化や適応を支援する役割を担います。



### ●● 被害児童生徒への法的支援

加害児童生徒が審議委員会による措置結果に対して行政審判・行政訴訟を提起した場合、被害児童生徒に対し、法律相談・訴訟支援等を行う制度です。



## 各機関の主な役割と支援内容

### ○ 教育機関(学校と教育庁)

機関	役割		
学校	- 校内暴力における被害児童生徒の安全と保護を支援		
	<table border="1"> <tr> <td>ウィー(Wee)クラス</td> <td>各学校レベルで運営。学校生活に適應することに困難さを感じ、心理的支援を必要とする児童生徒に相談と心理治療、教育などのプログラムを支援</td> </tr> </table>	ウィー(Wee)クラス	各学校レベルで運営。学校生活に適應することに困難さを感じ、心理的支援を必要とする児童生徒に相談と心理治療、教育などのプログラムを支援
ウィー(Wee)クラス	各学校レベルで運営。学校生活に適應することに困難さを感じ、心理的支援を必要とする児童生徒に相談と心理治療、教育などのプログラムを支援		
	- 児童生徒と保護者を対象とした校内暴力予防教育を実施 - 学籍関連支援		
教育(支援)庁	- 校内暴力事案処理の支援と管理 - 校内暴力による被害児童生徒の保護と支援 - 地域における人的・物的資源の連携網を活用した心理評価、相談、治療のためのサービス - ウィー(Wee)プロジェクトを活用した相談と治療を支援		
	<table border="1"> <tr> <td>ウィー(Wee)センター</td> <td>各教育(支援)庁が運営。校内暴力、DV、児童虐待など、各学校レベルでは治療が困難な、危機に瀕した児童生徒を対象に診断・相談・治療を支援</td> </tr> </table>	ウィー(Wee)センター	各教育(支援)庁が運営。校内暴力、DV、児童虐待など、各学校レベルでは治療が困難な、危機に瀕した児童生徒を対象に診断・相談・治療を支援
	ウィー(Wee)センター	各教育(支援)庁が運営。校内暴力、DV、児童虐待など、各学校レベルでは治療が困難な、危機に瀕した児童生徒を対象に診断・相談・治療を支援	
	<table border="1"> <tr> <td>家庭型ウィー(Wee)センター</td> <td>家庭の事情により通常の学校生活に困難を感じる児童生徒のための委託教育機関</td> </tr> </table>	家庭型ウィー(Wee)センター	家庭の事情により通常の学校生活に困難を感じる児童生徒のための委託教育機関
家庭型ウィー(Wee)センター	家庭の事情により通常の学校生活に困難を感じる児童生徒のための委託教育機関		
<table border="1"> <tr> <td>病院型ウィー(Wee)センター</td> <td>高リスクの児童生徒を対象とした精神保健医学専門の医師による治療、オルタナティブカリキュラムの運営、専門的な相談と心理検査など、カスタマイズされたプログラムを提供</td> </tr> </table>	病院型ウィー(Wee)センター	高リスクの児童生徒を対象とした精神保健医学専門の医師による治療、オルタナティブカリキュラムの運営、専門的な相談と心理検査など、カスタマイズされたプログラムを提供	
病院型ウィー(Wee)センター	高リスクの児童生徒を対象とした精神保健医学専門の医師による治療、オルタナティブカリキュラムの運営、専門的な相談と心理検査など、カスタマイズされたプログラムを提供		
校内暴力被害児童生徒担当支援機関	- 校内暴力の被害児童生徒に対する実質的な保護の強化と被害児童生徒のニーズに応じた相談と治療、保護などの多様な支援を提供する機関(短期、中期、長期支援など)		
	<table border="1"> <tr> <td>保護型(通学型)</td> <td>家庭・学校における日課の時間に通学し、相談・一時保護・教育・回復・治療のためのサービスを提供する機関</td> </tr> </table>	保護型(通学型)	家庭・学校における日課の時間に通学し、相談・一時保護・教育・回復・治療のためのサービスを提供する機関
	保護型(通学型)	家庭・学校における日課の時間に通学し、相談・一時保護・教育・回復・治療のためのサービスを提供する機関	
<table border="1"> <tr> <td>寮型</td> <td>家庭・学校における日課の時間に寮生活を送り、相談・教育・回復・治療のためのサービスを提供する機関</td> </tr> </table>	寮型	家庭・学校における日課の時間に寮生活を送り、相談・教育・回復・治療のためのサービスを提供する機関	
寮型	家庭・学校における日課の時間に寮生活を送り、相談・教育・回復・治療のためのサービスを提供する機関		
学校安全共済会	- 校内暴力による被害児童生徒が速やかに精神的・身体的被害から回復できるよう優先して支援 - 校内暴力が発生した場合、加害者(保護者)が被害児童生徒の治療費等を優先的に負担するものとし、円滑な合意が得られない場合、被害者に対する治療費用を優先的に支援した上で、加害者に償還請求		

## ○ 部署と機関

機関	役割
地方自治体	- 生計費と治療費の緊急支援(自治体により支援が異なる) - 校内暴力対策地域委員会等を通じた地域別支援策の策定など
警察	- 117番校内暴力通報・相談センターの運営。国番号なしで117番、24時間運営 - 法律情報、相談、緊急時には警察が出動、緊急救助を実施 - SPO(学校担当警察官)の運営と支援など

## ○ 相談と治療の専門機関

機関	役割
青少年相談福祉センター、 青少年相談電話(1388)	- 青少年に対する相談、緊急救助・自立・医療支援など - 青少年相談電話1388番の運営、青少年と親の相談、心理検査、青少年との伴走プログラムの運営、家出青少年一時保護所の運営など
女性のための緊急電話 (1366)	- 性暴力、DV、性売買被害青少年対象の緊急救助と保護のための電話相談支援など

## ○ 被害支援の専門機関

機関	役割
ひまわりセンター	性暴力、DV、性売買被害児童や青少年を対象とした医療支援(応急処置、産婦人科の診療、精神科の診療、その他トラウマの治療)、捜査支援(被害者による調書の作成、供述録音の支援、法律支援(法的手続きの支援、被害調査の支援)、相談支援(事例の受付、面談調査、連携支援サービス、家族相談)などをワンストップ(One-stop)で提供
犯罪被害者支援センター	犯罪被害者と家族が社会に復帰できるよう、関係機関の協力を通じて、法的、経済的支援と医療的支援(精神科的心理治療、傷害治療費支援)、社会復帰のための就職教育支援、メンタリング奉仕団の運営など、多角的なプログラムを支援
スマイルセンター	心的外傷後ストレス障害(PTSD)、うつ病、不安障害などの心理的困難を抱える被害者とその家族のために、心理評価、心理療法、医学的診断、法律相談、社会的支援連携などのサービスを提供犯罪発生後、保護が必要であったり、自宅での生活が困難な被害者に一時的な住居が可能なシェルターを提供
デジタル性犯罪被害者支援センター	デジタル性犯罪関連相談支援、被害資料削除支援、捜査支援連携、医療と心理治療、無料法律支援連携など
健康な家庭のための支援センター	家庭と保護者関連の問題や困難に対する予防と解決のための家族支援、相談と治療、教育と文化プログラムに特化した統合サービスを提供

## ○ 民間団体

機関	役割
プルナム財団	- 校内暴力も関する電話相談(1588-9128)とサイバー相談の運営 - 校内暴力の被害児童生徒と家族向け支援、奨学金の支援、和解・紛争調整支援など
校内暴力被害者 家族協議会	- 校内暴力の被害者家族支援(慰問と家族相談支援プログラム) - 寮型校内暴力被害担当支援機関「ヘマルグムセンター」の運営(大田)
開かれた医師会	- SNSを通じた相談支援(Daumで「校内暴力」もしくは「サンダミ先生」で検索後、申請) - 校内暴力被害関連の治療代支援

## ○ 福祉とメンタルヘルス関連機関

機関	役割
総合社会福祉館	- 地域の特性に合わせた多様な福祉事業(家族の機能の強化、地域社会の保護、地域社会の組織と自立支援事業など)を実施
地域児童センター	- 放課後ケアが必要な児童生徒に保護・教育・遊び・地域社会との連携などの福祉サービスを提供
多文化家族 支援センター	- 多文化家族の安定的な定着と家族での生活支援のための教育・相談、韓国語教育、求人情報の提供と就職の斡旋 - 通訳・翻訳支援などの総合サービスを提供
依存症管理 統合支援センター	- 依存症患者と家族を対象にアルコール、インターネット、ギャンブル、麻薬依存症に関する情報、相談、教育などのサービスを提供
保健所/ 精神保健福祉センター	- 精神疾患の予防治療、精神疾患者のリハビリテーションとメンタルヘルスの増進を推進 - 自殺予防、児童・青少年の精神疾患と重度の精神疾患の管理

## ○ 法律関連機関

機関	役割
大韓法律救助公団	- 大韓法律救助公団(☎132)を通じて法律相談や弁護士の相談、損害賠償請求などの訴訟と訴訟代理関連を支援

## 参考

## 校内暴力の被害児童生徒への理解と対話

校内暴力による被害を経験した児童生徒は、様々な心理的な困難に直面します。

- ・心の怒りや不安をどうしたらいいか、分かりません。
- ・なぜ私にこんなことが起こったか分かりません。
- ・どうしたらいいのかわかりません。助けてください。
- ・加害児童生徒に心から謝ってもらいたいです。
- ・加害児童生徒が怖くて、暴力が繰り返されるのではないかと不安です。
- ・両親のことが気になって、申し訳ないです。
- ・自分一人のようで、寂しいです。
- ・私のことで両親が辛そうにしているのを見ると、自分が今どれほど辛いか、打ち明けられません。

以下を参考にすると、校内暴力の被害を経験したお子さんと会話をすることができます。

- ・大変な状況について、十分共感してもらい、いたわってもらいたいです。
- ・これまで、どれだけ大変なことがあったかについて話したいです。
- ・学校という空間が安全だと感じたいです。
- ・私の受けた被害が、外部に知られないように助けてください。
- ・加害児童生徒の行動が、間違っていたことを正しく認識できるように助けてください。
- ・心のこもった謝罪が受けられたいです。助けてください。
- ・まだ何もしたくないです。まだ待っていてください。

<2024校内暴力被害児童生徒の治癒・回復支援ガイドライン、教育部&韓国青少年政策研究院>

## 参考

## 校内暴力の加害児童生徒への理解と対話

校内暴力の加害児童生徒も、複雑で様々な心理的困難を経験することもあります。

- ・被害児童生徒と加害行動を目撃した児童生徒が、通報して罰せられるのではないかと不安です。
- ・被害児童生徒が予想より大きな身体的被害を受け、厳しい処罰を要求してくるのではないかと心配です。
- ・学校の先生や友達に問題児とレッテルが貼られるのではないかと、不安でいっぱいです。
- ・加害行動を認識した親と教師が自分に失望するかもしれないと思うと心配です。
- ・被害児童生徒に申し訳なく、自分の行動を後悔しています。
- ・いったん起こってしまったことだから、なるようになれと思って逃げたくなくなります。

以下の点を参考にすると、校内暴力の加害側にあるお子さんと会話をすることができます。

- ・お子さんの現在の状況をいつ、どのように知りましたか？
- ・お子さんの問題によって、誰が、どのような悩みを抱えていますか？
- ・なぜ問題が発生したのでしょうか？どのような考えがこの問題を客観的な判断の妨げ(言い訳、事実を縮小して認識など)になっていますか？
- ・お子さんの問題が続く場合、将来のお子さんはどんな姿だと思えますか？
- ・お子さんの問題がうまく解決した場合、将来のお子さんはどんな姿だと思えますか？

<2023校内暴力の加害児童生徒と保護者に対する特別教育プログラム、教育部&韓国教育開発院>

## 加害児童生徒と被害児童生徒の分離意思確認書

■ **事案番号:** (学校側が作成、校内暴力通報受付台帳の事案番号)

下記の内容をご確認の上、該当欄にご記入ください。

「校内暴力防止法」第16条第1項に基づく「加害者と被害児童生徒の分離」を

希望します。  希望しません。

○制度導入の趣旨：被害児童生徒の心理的不安の解消と2次被害の防止、校内暴力により高まった緊張状態を緩和するため、同一学校で発生した校内暴力の発生初期段階で学校長が校内暴力を「認知」した場合、加害者と被害児童生徒を一時分離します(法律第16条第1項)。

※ 事案調査前の段階なので、加害者・被害児童生徒は加害推定者・被害推定児童生徒を意味します。

○「加害者と被害児童生徒の分離」は、1日～7日の範囲内\*で行いますが、第16条第1項又は第17条第5項及び第6項により緊急措置が実施され、加害者と被害児童生徒が分離されると終了します。

※ 加害者と被害児童生徒の分離実施日当日は分離期間に含まれ(初日を含む)、祝日や土日が分離期間に含まれても、これを期間に含めて計算。

○児童生徒の当事者の双方が互いに被害を主張して分離を要求する場合、双方の意思を反映して相互分離を行う必要があります。

○加害者と被害児童生徒の分離期間中も、第16条第1項又は第17条第5項及び第6項により緊急措置を実施することができます。

○学校は、当該期間中、児童生徒の当事者の学習権を保障するため、学校内に別途スペースを設け、教育資料の提供、オンライン授業等を実施します。

○学校内に別途スペースを確保することができず、家庭またはその他学校以外の場所を利用して隔離措置を実施した場合、隔離期間は「学校生活記録の作成と管理指針」の「その他やむを得ない事由により学校長の許可を得て欠席する場合」として出席扱いにして処理されます。

2025年 月 日

**被害児童生徒：**

(署名または印)

○○○○学校長殿

# 学校長による校内解決同意書

(校内暴力対策審議委員会の開催を要請しないことの意味確認書)

\* 事案番号: ( ) 学校 2025-( ) 号

被害児童生徒	所属学校	学年/クラス	児童生徒氏名	保護者氏名
加害児童生徒	所属学校	学年/クラス	児童生徒氏名	保護者氏名
事案調査内容	事案内容を事案調査報告書を参考にして具体的に記録 (発生日時、事案内容など)			
<p>学校長による校内解決で処理した場合、その後、上記事案について校内暴力対策審議委員会の開催を要請することはできないと承知しております。 <input type="checkbox"/></p> <p>上記事案の調査内容を確認し、この事案について校内暴力対策審議委員会を開催せず、学校長による校内解決に同意します。 <input type="checkbox"/></p> <p style="text-align: center;">2025年    月    日</p> <p style="text-align: right;">被害児童生徒: (印)</p> <p style="text-align: right;">被害児童生徒の保護者: (印)</p> <p style="text-align: center;">○○学校長殿</p>				

## 校内暴力対策審議委員会の開催要請書

(学校長による校内解決で終了した後、審議委員会の開催を要請できる場合)

\* 事案番号:( )学校 2025-( )号

申請者	所属学校	学年/クラス	児童生徒氏名	保護者氏名
申請理由	要件			該当するかどうか (○, ×)
	1. 当該校内暴力事件による財産上の損害を加害児童生徒とその保護者が回復することを約束したが、履行しなかった場合			
	2. 当該校内暴力事件の調査過程で確認されなかった事実が追加で確認された場合			
<p>具体的な理由を記載</p> <p style="text-align: center;">上記のように申請します。</p> <p style="text-align: right;">2025.00.00.</p> <p style="text-align: right;">被害児童生徒: (署名または印)</p> <p style="text-align: right;">被害児童生徒の保護者: (署名または印)</p>				

[参考]当該要請書は、学校長が受け付け、開催要請の公文書に添付する。

## 校内暴力対策審議委員会の開催要請取消要請書

\* 事案番号:( )学校 2025-( )号

申請者	所属学校	学年/クラス	児童生徒氏名	保護者氏名

この事案に対し、校内暴力対策審議委員会の開催要請を取り消し、学校長による校内解決に同意します。

2025.00.00.

被害児童生徒: (署名または印)

被害児童生徒の保護者: (署名または印)

[参考]当該要請書は、学校長が受け付け、開催要請の取消要請の公文書に添付する。

PM2025-29

## 校内暴力の予防と対応について

| 保護者用

多言語翻訳・デザイン作業

**発行日** 2025年6月  
**発行元** 国家生涯教育振興院(中央多文化教育センター)  
**協力** 教育部(移住背景学生支援チーム)  
**住所** ソウル特別市カンソ(江西)区マゴクチュンアンロ105-7  
**TEL** 02-3780-9943  
**FAX** 02-3780-9959  
**ウェブサイト** [www.edu4mc.or.kr](http://www.edu4mc.or.kr)(中央多文化教育センター)  
**デザイン・翻訳** WESEN

※ 本資料は、教育部の校内暴力対策課と梨花女子大学の校内暴力予防研究所で開発・要約した「2025学年度校内暴力事案処理ガイドブック」を翻訳した資料です。



## 校内暴力の 予防と対応について

保護者用